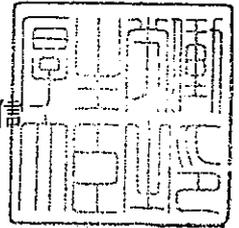


厚生労働省発開 0328 第3号
平成 30 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一 技能検定職種の追加

1 技能検定に係る検定職種のうち、ブライダルコーディネーター及びホテル・マネジメントについて追加すること。（別表第十一の三の三、別表第十一の三の四関係）

2 技能検定の職種ごとの等級の規定について、ブライダルコーディネーター及びホテル・マネジメントの等級として一級、二級及び三級を定めること。（別表第十一の四関係）

3 技能検定の職種ごとの実技試験の実施方法の規定について、ブライダルコーディネーターの実技試験の方法として判断等試験及び実地試験を定め、ホテル・マネジメントの実技試験の実施方法として計画立案等作業試験及び実地試験を定めること。（別表第十一の四の二関係）

第二 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正

指定試験機関の指定の規定について、検定職種としてブライダルコーディネーター及びホテル・マネジメント

ントの項を追加し、ブライダルコーディネーター職種の技能検定試験の実施に関する業務を行う者として公益社団法人日本ブライダル文化振興協会を定め、ホテル・マネジメント職種の技能検定試験の実施に関する業務を行う者としてホテル業界検定スタートアップ支援協議会を定めること。

第三 施行期日（附則関係）

この省令は、公布の日から施行すること。